

四條畷市地域包括支援センター支援システム構築・運用保守業務委託に係るプロポーザル審査基準

1 審査方法

本審査基準をもとに、一次審査及び二次審査を行う。なお、参加事業者が1事業者のみであっても審査を行うものとする。

2 一次審査（310点）

参加資格要件を満たす事業者から提出された書類をもとに、一次審査を行う。

（1）書類審査（110点）

評価項目	評価内容	配点
業務実績調書 (様式第2号)	平成30年4月1日から一次審査提出書類の提出期限までの間に他自治体において導入が完了した本業務と同種業務（システム構築・運用保守業務）の業務実績を評価する。 (最大2実績まで) 【導入実績】 事業規模が本市と同等程度またはそれ以上と認められた実績を5点 事業規模が本市と同等程度と認められなかった実績を2点	10点
機能要件回答書 (様式第3号 別紙)	本システムの導入及び運用保守にあたり、本市が求めるシステム要求等を評価するものである。機能要件書の各項目について、標準機能として対応可能であるものは加点対象となるが、対応不可であるものは加点されない。また、代替案を記載したものについては本市が要求を満たしていると判断した場合は加点対象となる。	100点

(2) 価格評価点 (200点)

見積書 (様式第4号) に記載の見積価格に係る評価点については、以下の方法で計算する。(小数第1位四捨五入)

$$\text{価格評価点} = (1 - \text{見積価格/予定価格}) \times 200 \text{点}$$

3 二次審査 (290点)

プレゼンテーション及び審査委員からのヒアリングをもとに審査する。

審査の内容は次のとおりとし、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき評価を行う。なお、評価項目の「機能性」のプレゼンテーションに際しては、システム画面を表示し実演を交えて説明すること。

(1) プレゼンテーション及びヒアリング (290点)

評価項目	評価内容	配点
基本事項 (90)	基本方針、安全対策について ・システム構築基本方針 ・データ保護、バックアップ、冗長性確保、セキュリティ対策、個人情報保護	30点
	データ移行方針 ・現行システムからのデータ移行 (日常生活圏域変更の対応を含める)	30点
	導入後のサポート体制について ・トラブル発生時のサポート体制、運用保守体制、システムバージョンアップ、操作研修 ・本稼働時のサポート	30点

機能性 (160)	画面構成（見やすさ）、操作性（使いやすさ） ・直観的に操作できるか、視線誘導を助ける画面構成や仕組み、画面遷移等	30点
	基本機能 ・基本機能の概要説明（利用者基本情報、介護予防ケアマネジメント、総合相談等） ・基本機能の操作性	30点
	入力機能 ・入力補助機能が充実しているか（日付入力、デフォルト値の表示、定型文の引用、登録済み情報の引用等）	20点
	検索性 ・多様な検索が可能か（キーワード検索、前方一致、あいまい検索、再検索等） ・必要な情報の探し出しやすさ	20点
	帳票作成、データ出力等 ・出力データのレイアウトの自由度（出力項目、出力順序等）、二次加工のしやすさ ・集計機能が充実しているか ・市独自様式（帳票）への対応（保守範囲内）	20点
	スケジュール管理、掲示板、メッセージ送信 ・基本システムとの連携 ・情報共有のしやすさ ・基本機能（登録、削除、検索、送信等）の操作性	20点
	介護保険システムとのデータ連携手法 ・職員への負担が少ないか	20点
その他 (40)	契約期間満了時の対応 ・調達機器の廃棄方針（データ消去及びその証拠の提出等） ・蓄積データの抽出及び無償譲渡	20点
	追加提案	20点

	・システム導入に際して、本市の業務の改善につながる追加提案やアピールポイントがあれば記載すること	
--	--	--

4 受託候補事業者の選定

一次審査の得点と二次審査での各事業者に対する委員の採点の平均得点（小数第1位四捨五入）を合計し、その合計得点が最も高い事業者を受託候補事業者とする。また、合計得点が最も高い提案が複数となった場合は、見積価格が最も安価な事業者を受託候補事業者とする。